

## 銚子市地域おこし協力隊（アート分野）募集要項

芸術を活用した地域の活性化や魅力向上を図ることを目的に、地域おこし協力隊として活動する方を募集します。

### 1 募集人員

地域おこし協力隊（アート分野） 3名

### 2 応募条件

次の全ての条件を満たせる方

#### (1) 次のいずれかに該当する方

ア 現在、3大都市圏等に在住で、地域おこし協力隊として銚子市内に生活の拠点を移し、銚子市で生活する意思のある方

イ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）

ウ 「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ、解嘱1年以内）または、海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

(2) 地域の特色を活かした作品の制作やまちなかへの展示など、アートを通じて地域の個性を引き出し、人々を引き寄せることで、地域の持続的な発展のために活動する意欲のある方

(3) 普通自動車免許証を取得している方（車の運転は業務上必要となります）

(4) 基本的なパソコンの操作（Word、Excel、PowerPoint など）及びホームページ、SNS や web 媒体を活用した情報発信ができる方

#### (5) 次のいずれにも該当しない方

ア 令和7年12月31日以降に銚子市内に住民登録があると認められる者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者

### 3 任期

初年度は委嘱日から令和9年3月31日まで。次年度からは、年度毎に委嘱し最長で3年間となります。

ただし、地域おこし協力隊としてふさわしくないと市が判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことがあります。

任期は3年間ですが、任期終了後も引き続き銚子市内に定住し、文化・芸術を通じた地域の活性化のために活躍いただけることを期待します。

### 4 活動内容

(1) 地域の特色を活かした作品の制作や展示など、アートを通じて地域の個性を引き出し、芸術を通じたイベントやワークショップの**企画・運営**や**地域イベントへの参加**など、**地域住民と連携・協力して、地域の持続的な発展に繋がる活動（地域協力活動※）をおこなう。**

具体的な活動内容や目標は、活動開始に先立ち、隊員と銚子市で協議します。

**※「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するものをいう。**

(活動内容の例)

- ・地域の特色を活かした作品の制作、展示
- ・パブリックアートの制作
- ・アート体験、ワークショップ、展覧会やイベントなどの企画・提案・開催運営
- ・芸術に関する情報発信、PR活動
- ・その他芸術による交流人口の増加、まちづくりの推進に資する活動

(2) その他、隊員として必要な下記の業務に従事していただきます。

- ・各種書類の作成（活動計画書、活動報告書、活動日誌 等）
- ・地域おこし協力隊を対象とした研修会、意見交換会等への参加
- ・市民に対する地域おこし協力隊活動報告会への参加
- ・その他、地域おこし協力隊として必要であると認められる業務

### 5 業務形態、契約期間

(1) 個人への業務委託です。市との雇用契約はありません。

(2) 契約期間は委嘱期間と同じです。

### 6 活動時間、活動日数等

業務委託契約のため、具体的な勤務場所、日数及び時間は定めませんが、十分な活動成果が得られる程度の日数、時間で活動していただきます。勤務（活動）場所の一つとして、空き公共施設を利活用していただくことを検討してい

ます。業務委託計画後に、具体的な数値目標（短期、中長期）を設定した活動計画を作成し、これに基づいて必要な活動内容や日数、時間を市と調整した上で活動に着手していただくこととします。

なお、市と協議し活動に差し支えない範囲での兼業も可能とします。

## 7 委託料等

- (1) 業務委託料（固定費） 月額 291,000 円（予定）
  - (2) 業務委託料（活動費） 160,000 円×活動月数を上限とする額（市に提出いただく活動計画書及び活動報告書に基づき予算の範囲内で支払います。）
- 対象経費は別紙「対象経費一覧」のとおりです。

### ○活動費の例

- ・住宅費（家賃など）
- ・活動用車両の燃料費及び借上に要する経費
- ・活動に必要な通信費
- ・旅費、宿泊費その他隊員の移動、滞在に要する費用
- ・備品、消耗品等の購入又は借上に要する経費
- ・活動に必要な知識等の習得、隊員の能力向上等を目的とする研修等の受講に要する経費
- ・その他地域おこし活動のために市長が必要と認める経費

## 8 福利厚生等

- (1) 隊員と市の関係は、業務委託契約のため、健康保険、年金等の社会保険は各自で加入してください。
- (2) 住居は各自で確保していただくこととなります。住居借上費用は活動費に含まれますが、光熱水費や共益費については活動費の対象外とします。
- (3) 安全に活動していただくため、活動時の損害保険への加入をお願いしています。

## 9 応募手続

### (1) 応募受付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年6月30日（火）までに銚子市役所企画課企画室に郵送又は電子メールで応募してください（令和8年6月30日（火）必着）。

### (応募先)

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1 銚子市企画課企画室

E-mail [info@city.choshi.lg.jp](mailto:info@city.choshi.lg.jp)

### (2) 提出書類

- ア 銚子市地域おこし協力隊（アート分野）応募用紙
- イ 質問票（アート分野）

ウ 今までに作成した作品の画像等を含む自己PR資料（様式自由。A4サイズ、最大4ページまで。）

エ 住民票（第2次選考の際に提出）

(3) 選考方法

ア 第1次選考 書類選考

書類選考の結果は、応募者全員に通知予定です。

イ 第2次選考 面接

書類選考の通過者に面接日時をご案内します。面接は令和8年7月21日（火）から令和8年8月7日（金）までの期間で実施予定です。

最終結果は、面接受験者全員に通知します。

なお、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。

## 対象経費一覧

費用区分	対象経費	対象外経費
住 宅 費	家賃等（月額上限 <u>50,000 円</u> ）	光熱水費、共益費、敷金礼金
報 償 費	司会、講師、協力者等に対する謝礼	記念品代
旅 費	講師等の交通費	隊員の日常的交通費
消 耗 品 費	消耗品、消耗機材、書籍、材料等の購入費	個人に帰属する物品の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、報告書、資料等の印刷、コピー代	
通 信 運 搬 費	インターネット利用料、携帯電話使用料など（月額上限 <u>5,000 円</u> ）	隊員の日常的通信運搬費
手 数 料	各種申請手数料、銀行振込手数料	
保 険 料	申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料	
委 託 料	業務委託料及び設計等委託料	契約書のない委託料
自動車借上料	<p>【自家用車の借上】「銚子市職員の自家用自動車の公務使用に関する要綱」に準じて支給（燃料費込みで走行距離 1km につき 30 円）</p> <p>【自動車リース】車両は月額 40,000 円を上限とする。燃料費は、10km/ℓとし、市の単価契約に準じて支給</p>	<p>自動車の走行経路・距離を記録※していない場合</p> <p>※任意様式で可</p>
使用料・賃借料	会場や会議室、機器等の使用料又は賃借料	
原 材 料 費	建物等の建築又は事業に必要な資材等の購入費	
備 品 購 入 費	備品の購入費	個人に帰属する備品の購入費
そ の 他	市との事前協議により、事業実施に必要不可欠と認められた経費	

（注）上記の経費（住宅費を除く。）はいずれも、直接、地域おこし協力隊活動の用に供されるものでなければ対象経費としない。

なお、必要経費については事前に協議のうえ、市が認める範囲の額に限るものとする。